

# 中条町・黒川村 合併協議会だより



○編集発行：中条町・黒川村任意合併協議会 〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号  
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp  
ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

公募結果詳細については6,7頁をご覧ください。

## 新市名称候補5点出揃っ

六月三十日、中条町・黒川村任意合併協議会の第7回会議を中条町産業文化会館で開催しました。会議では、新市名称の公募結果について報告され、応募数上位により名称候補5点が出揃いました。

| 新市名称候補                                                |                                            |                                                |                                                                                            |                                                                                                |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>・ 鳥<small>と</small>坂<small>さか</small>市</p>         | <p>・ たいない市</p>                             | <p>・ 櫛<small>くし</small>形<small>がた</small>市</p> | <p>・ 中<small>なか</small>条<small>じょう</small>市</p>                                            | <p>・ 胎<small>たい</small>内<small>ない</small>市</p>                                                 |
| <p>・ 板額御前が活躍した歴史的にも有名な山であり、両町村の人々が幼少より登山し、親しみがある。</p> | <p>・ 「胎内」と同様だが、新鮮さや親しみやすさを考慮し、ひらがなで表記。</p> | <p>・ 両町村に連なり、「日本で一番小さい山脈」として特徴的で知名度がある。</p>    | <p>・ 中世奥山荘の時代から今日まで使用され、歴史的由来がはつきりしている。<br/>・ 駅名や高速道路のインターチェンジ名など生活・産業の面から定着し、親しまれている。</p> | <p>・ 両町村の中央を流れる胎内川は、自然を育み、地域の産業の発展にかかせない存在であり、地域の象徴である。<br/>・ 胎内スキー場や胎内パークホテルなど全国的な知名度がある。</p> |
| 主な命名の意味又は理由                                           |                                            |                                                |                                                                                            |                                                                                                |

た。今後、協議会で選定方法を決めた後、新市名について決定する予定です。  
検討が進められてきた新市将来構想については、今回原案が示され、承認されました。  
また、行政制度調整については、行政区の取扱いや上下水道事業に関する事など全十五議案について議論されました。

## 第7回協議内容

### 認定第一号

「平成十五年度中条町・黒川村任意合併協議会の歳入歳出決算について」  
(認定)

平成十五年度の歳入歳出決算について提案され、原案どおり認定されました。  
主な内容は次のとおりです。

|              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| ○歳入決算額       | 9,250,008円                        |
| 負担金          | 8,250,000円                        |
| 県補助金         | 1,000,000円                        |
| 預金利子         | 8円                                |
| ○歳出決算額       | 4,117,817円                        |
| 会議費          | 1,228,851円<br>(協議会等の開催経費)         |
| 事務費          | 1,519,166円<br>(事務所管理や臨時職員経費など)    |
| 事業費          | 1,369,800円<br>(協議会だよりの発行や業務委託料など) |
| ○平成16年度への繰越額 | 5,132,191円                        |

### 承認第八号

「平成十六年度中条町・黒川村任意合併協議会補正予算(第一号)について」  
(承認)

平成十六年度予算については、歳入歳出それぞれ5,032千円を追加し、総額を16,965千円とすることで承認されました。

### 承認第九号

「新市将来構想について」(承認)  
一体的な地域を想定した場合の新市将来ビジョンと、新市が目指すべき方向性を示した「新市将来構想」について承認されました。

### 新市の将来像

「自然が活きる、人が輝く、  
交流のまち」  
「自然共生型アメニティ都市」  
を目指して

### 新市建設の4つの基本目標

- 1 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち
- 2 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち
- 3 活力と希望を生み、交流を育むまち
- 4 新しい改革にも柔軟に対応できる行政を推進するまち

## お知らせ

新市将来構想については、コンパクトにまとめた概要版を両町村の全世帯へ配布する予定です。

また、協議会ホームページに全文を掲載していますので、ぜひごらんください。

協議会ホームページURL  
<http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

議案第二十三号から第三十二号及び第三十六号については、次のとおり確認されました。

「町名・大字名の取扱いについて」  
(確認)

・両町村の区域内の町名及び字名は、現行のとおり。大字名については、原則として大字の字句のみを削除した現行の地名(大字名)を表示する。ただし、地域住民の意向調査により、大字名、境界等の変更を要望する地域については、合併後時期を定めて、これを実施する。

### 町名の取扱い

(例)北蒲原郡中条町本町。。。市本町  
大字名の取扱い

(例)中条町大字柴橋。。。市柴橋

「黒川村大字東牧。。。市東牧

## 用語解説



### 新市将来構想

合併した場合のまちづくりの方向を示すもので、この構想に基づき、新市の施策や事業、財政計画が策定されます。

### アメニティ

人々の生活に密着した環境と空間の質の面を重視した、うるおい、住み心地、にぎわいなどの言葉に象徴される概念。美しい街並みや景観だけでなく、都市の自然や施設、文化や歴史など総合的な環境の快適を意味します。

### 一部事務組合

普通公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合を一部事務組合とします。主に、消防、ごみ処理、病院等の市町村の区域を越えた広域的な事務処理に活用されます。

### 公共的団体

農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等いやくも公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人たると否とを問わないものをいいます。

# 両町村の行政区

平成16年4月1日現在

| 行政区名  | 世帯数   | 行政区名  | 世帯数   | 行政区名    | 世帯数   | 行政区名  | 世帯数   | 行政区名   | 世帯数   | 行政区名  | 世帯数   |
|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 表町    | 1 1 5 | 西本町 1 | 2 5   | 塩津      | 2 2   | 荒井浜   | 1 3 7 | 下高田    | 6 2   | 前山台   | 7 2   |
| 水沢町   | 6     | 西本町 2 | 9 5   | 弥彦岡     | 2 4   | 大出    | 1 2 0 | 山王     | 4 6   | 坪穴    | 5 7   |
| 新栄町   | 1 5 8 | 西本町 3 | 1 4 0 | 星の宮町 1  | 2 1 6 | 富岡    | 6 1   | 高畑     | 1 0 5 | 栗木野新田 | 2 1   |
| 大川町 1 | 2 6   | 西本町 4 | 3 1   | 星の宮町 2  | 6 1   | 江尻    | 1 8   | 宮瀬     | 2 3   | 夏井    | 4 7   |
| 大川町 2 | 2 0   | 柴橋    | 1 6 0 | 協和町・倉敷町 | 1 8 3 | 地本    | 1 8   | 鴻の巣    | 4 2   | 鼓岡    | 8 6   |
| 大川町 3 | 6 1   | 草野    | 3 0   | 本郷町     | 1 8 7 | 八幡    | 7 7   | 笹口浜    | 1 3 4 | 坂井    | 9 5   |
| 大川町 4 | 8 1   | 新館    | 3 6   | あかね町    | 1 1 0 | 高野    | 6 1   | 中村浜    | 5 5   | 熱田坂   | 4 3   |
| 本町 1  | 2 8   | 鷹の巣   | 1 2   | 西条町 1   | 2 2 8 | 土作    | 3 0   | 村松浜    | 2 6 7 | 宮久    | 5 7   |
| 本町 2  | 2 3   | 西川内   | 9     | 西条町 2   | 9 8   | 横道    | 6 2   | 日鉦     | 2 7   | 川合    | 1 0   |
| 本町 3  | 4 5   | 東川内   | 1 7   | 赤川      | 6 7   | 平木田   | 5 2   | 黒川上町   | 6 7   | 須巻    | 2 8   |
| 本町 4  | 4 1   | 八田    | 1 5   | 羽黒      | 1 7 0 | 平木田駅前 | 1 9 1 | 黒川中町   | 5 5   | 下荒沢   | 1 4   |
| 西栄町 1 | 5 4   | 寅田    | 1 0   | 野中      | 5 2   | 十二天   | 3 4   | 黒川下町   | 1 0 4 | 持倉    | 4 7   |
| 西栄町 2 | 2 5   | 小舟戸   | 1 7   | 並槻      | 7 9   | 小地谷   | 9     | 黒川南町   | 6 7   | 黒俣    | 1 4   |
| 西栄町 3 | 2 8   | 船戸    | 3 5   | 追分      | 7 0   | 山屋    | 2 1   | 西町 1 区 | 1 0 9 | 大長谷   | 3 3   |
| 西栄町 4 | 2 4   | 長橋    | 7 9   | 仁谷野     | 1 9   | 菅田    | 8 5   | 西町 2 区 | 9 1   | 小長谷   | 1 6   |
| 北本町 1 | 8 1   | つつじが丘 | 9 0   | 新和町     | 1 6   | 日立    | 5 1   | 北町     | 7 7   | 鋤江    | 6 7   |
| 北本町 2 | 4 0   | つくし町  | 2 0   | 住吉町     | 1 4 4 | 高野茨島  | 1 3   | 下江端    | 2 5   |       |       |
| 東本町 1 | 7 2   | 関沢    | 5 2   | 若松町 1   | 1 9 5 | 北成田   | 4 6   | 東牧     | 4 9   |       |       |
| 東本町 2 | 6 2   | 飯角    | 7 6   | 若松町 2   | 1 0 3 | 宮川    | 3 4   | 近江新    | 6 8   |       |       |
| 東本町 3 | 7 4   | 半山    | 1 5 9 | 若松町 3   | 2 6   | 竹島    | 4 5   | 蔵王     | 2 0   |       |       |
| 東本町 4 | 1 7 1 | 鴨田    | 7     | 二葉町 1   | 2 4 3 | 苔の実   | 1 2 8 | 塩沢     | 3 7   |       |       |
| 東本町 5 | 6 5   | 上城塚   | 2 0   | 二葉町 2   | 5 0   | 高橋    | 1 0 0 | 塩谷     | 5 1   | 中条町   | 1 0 5 |
| 東本町 6 | 1 0 1 | 下城塚   | 5     | 乙       | 2 4 5 | 築地    | 3 0 9 | 下館     | 6 7   | 黒川村   | 3 1   |
| 東本町 7 | 3 3   | 城塚    | 1 4   | 桃崎浜     | 1 8 2 | 築地新   | 3 3   | 下赤谷    | 1 2   | 計     | 1 3 6 |

## 議案第二十四号

### 「行政区名の取扱いについて」

(確認)

・行政区の区域、名称については、原則現行のとおり。ただし、地域住民の意向調査により、合併を契機に行政区の統合、名称の変更、住所との統一等を要望する行政区については、合併後これを実施する。

## 議案第二十五号

### 「慣行の取扱いについて」(確認)

・「町・村章」については、合併時に新規に構築する。  
・「町・村民憲章・キャッチフレーズ」、「町・村の木」、「町・村の花」、「町・村の鳥」については、合併後、新規に構築する。  
・都市宣言については、中条町の例をもとに、新市において検討する。

## 議案第二十六号

### 「一部事務組合等の取扱いについて」

(確認)

・合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合若しくは当該組合を継承する組合等に継続して加入する。

## 議案第二十七号

### 「公共的団体等の取扱いについて」

(確認)

・公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。  
両町村に共通する団体は、新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。  
両町村に共通する団体で、統合に時間の要する団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。  
独自の目的を持った団体は、現行のとおり。

## 慣行の取扱い

|       | 中条町                                                                                 | 黒川村                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 町・村章  |  |  |
| 町・村の木 | 松                                                                                   | やまぼうし                                                                               |
| 町・村の花 | チューリップ                                                                              | イイデリンドウ                                                                             |
| 町・村の鳥 | なし                                                                                  | ヤマセミ                                                                                |

議案第二十八号

「各種事務事業の取扱い 上水道事業に関する取扱いについて」(確認)

- ・上(簡易)水道料金
- ・基本料金、超過料金については、現行のとおり。合併時に黒川村の臨時用は、廃止する。
- ・算定法法については、合併後黒川村の例により統一する。
- ・延滞金については、中条町の例による。
- ・メーター使用料については現行のとおり。

## 上水道事業に関すること 上(簡易)水道料金の調整

中条町では上水道事業として、主に荒川の表流水を取水し、浄水過程を経て各家庭や工場へ配水しています。一方、黒川村では2箇所の簡易水道事業により、胎内川に隣接する井戸からくみ上げた水を利用し、各家庭や工場へ配水しています。こうした供給形態の違いから、それにかかるコストが違い、水道料金も異なっています。こうしたことから、水道料金を黒川村の単価に合わせると中条町の水道事業会計が厳しくなり、また、中条町の単価に合わせると黒川村の住民負担が年間平均で1万数千円の増加が見込まれることから、現行どおりそれぞれの地区で事業を行うという調整方針を決めています。

|          | 用途     | 水量                      | 中条町<br>(上水道) | 黒川村<br>(簡易水道) | 調整方針       |
|----------|--------|-------------------------|--------------|---------------|------------|
| 基本<br>料金 | 家事用    | 10m <sup>3</sup>        | 1,700円       | 1,200円        | 現行の<br>とおり |
|          | 営業用    | 30m <sup>3</sup>        | 5,300円       | 3,800円        |            |
|          | 官公署学校用 | 50m <sup>3</sup>        | 8,900円       | 6,400円        |            |
|          | 工場用    | 100m <sup>3</sup>       | 74,000円      | 13,200円       |            |
|          |        | 400m <sup>3</sup>       |              |               |            |
|          | 病院用    | 50m <sup>3</sup>        | 10,300円      | 10,300円       |            |
| 超過<br>料金 | 一般用    | 1 m <sup>3</sup><br>につき | 180円         | 130円          | 合併時に臨時用は廃止 |
|          | 臨時用    |                         |              | 260円          |            |

- ・新設工事の加入金については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・改造工事の加入金については、両町村で差異がないため現行のとおり。
- ・工事検査手数料・道路占用書類作成手数料については、中条町の例による。
- ・料金等の減免については、両町村の例により、合併時に調整する。
- ・水源施設の維持管理
- ・給水装置の管理区分については、黒川村の例による。

議案第二十九号

「各種事務事業の取扱い 下水道事業に関する取扱いについて」(確認)

- ・下水道料金体系
- ・中条町の下水道料金、受益者負担金等については、現行のとおり。
- ・農業集落排水料金体系
- ・料金の算定方法については、両町村で差異がないため現行のとおり。
- ・使用料の計算方法については、現行のとおりとし、合併後、黒川村の例により統一する。
- ・基本料金、超過料金については、現行のとおり。平成二十年度を目途に検討する。
- ・使用料等の減免については、両町村で差異がないため現行のとおり。
- ・延滞金、督促、滞納処分については、中条町の例による。
- ・負担金額算定方法については、現行のとおり。平成二十年度を目途に検討する。
- ・受益者負担金徴収方法、納期については、現行のとおり。
- ・分担金の徴収猶予については、現行のとおり。
- ・受益者負担金の延滞金、督促、滞納処分については、現行のとおり。

## 用語解説



### 上水道事業・簡易水道事業

一般の需要に応じて、水道により水を供給する給水人口が5,001人以上の事業を上水道事業といいます。また、給水人口が101人以上5,000人以下の事業を簡易水道事業といいます。

### 公共下水道事業

主として市街地における下水を排除し又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道事業をいいます。

### 農業集落排水事業

農村地域における農業用排水の水質保全や、トイレの水洗化など生活環境を改善するために排水処理施設(下水道)を整備する事業です。

### 農集住宅

昭和四十二年の羽越水害に伴う家屋の被災及び危険地指定により集団移転対象者向けに建設された黒川村営住宅をいいます。

### 特定公共賃貸住宅

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき地方公共団体が建設・管理する中堅所得者向け賃貸住宅をいいます。

下水道事業に関すること 公共下水道(農業集落排水)料金の調整

|               |          | 水 量                                      | 中条町                     | 黒川村  | 調整方針                                 |
|---------------|----------|------------------------------------------|-------------------------|------|--------------------------------------|
| 公共下水道<br>使用料  | 基本<br>料金 | 10m <sup>3</sup> まで                      | 1,500円                  |      | 現行の<br>とおり                           |
|               | 超過<br>料金 | 10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで  | 1 m <sup>3</sup><br>につき | 160円 |                                      |
|               |          | 30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで  |                         | 170円 |                                      |
|               |          | 50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで |                         | 180円 |                                      |
|               |          | 100m <sup>3</sup> を超えるもの                 |                         | 190円 |                                      |
| 農業集落排水<br>使用料 | 基本<br>料金 | 10m <sup>3</sup> まで                      | 1,500円                  |      | 現行の<br>とおり<br>平成20年度<br>を目途に検<br>討する |
|               | 超過<br>料金 | 10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで  | 1 m <sup>3</sup><br>につき | 160円 |                                      |
|               |          | 30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで  |                         | 170円 |                                      |
|               |          | 50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで |                         | 180円 |                                      |
|               |          | 100m <sup>3</sup> を超えるもの                 |                         | 190円 |                                      |

議案第三十号  
「各種事務事業の取扱い 建設関係  
事業に関すること(その1)につい  
て」  
・道路除雪については、現行水準を  
維持することとし、新市において、  
除雪計画を定め実施する。

町・村営住宅の家賃

町・村営住宅の家賃は、法令により毎年度、入居者からの申告に基づく収入と、住宅の規模や建設時からの経過年数などによって、次の計算式によって決定されます。

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

○家賃算定基礎額  
入居者の収入に応じて段階的に家賃負担の基礎額を算定したもので国が毎年度定めます。

【平成16年度の家賃算定基礎額】

| 政 令 月 収           | 家賃算定基礎額 |
|-------------------|---------|
| 0円～123,000円       | 37,100円 |
| 123,001円～153,000円 | 45,000円 |
| 153,001円～178,000円 | 53,200円 |
| 178,001円～200,000円 | 61,400円 |
| 200,001円～238,000円 | 70,900円 |
| 238,001円～268,000円 | 81,400円 |

○市町村立地係数  
国が市町村ごとに設定します。(中条町・黒川村ともに0.7)  
○規模係数  
住戸の床面積を70.0m<sup>2</sup>で割った数値  
○経過年数係数  
建設後の経過年数に応じて次の式により算出します。  
・木造以外の場合：1 - 0.0114 × 経過年数  
・木造の場合：1 - 0.0177 × 経過年数  
○利便性係数  
住宅の立地条件及び浴槽の有無により、0.7～1.0の範囲で設定します。

議案第三十一号  
「各種事務事業の取扱い 公営住宅  
に関することについて」(確認)  
・県営住宅の募集・管理等事務につ  
いては、中条町の例による。  
・町・村営住宅の募集事務等につ  
いては、現行のとおり。  
・町・村営住宅の維持管理等につ  
いては、合併時に中条町の例によ  
り統一する。  
・町・村設住宅の募集・管理等事務  
については、合併時に中条町の例  
により統一する。  
・農集住宅については、黒川村の例  
による。  
・特定公共賃貸住宅の募集・管理等  
事務については、黒川村の例によ

る。  
・住宅運営委員会については、合併  
時に中条町の例により統一する。  
委員は十名とし、新市において委  
嘱する。  
議案第三十二号  
「使用料・手数料等の取扱い(その  
3)について」(確認)  
・県営住宅使用料については、中条  
町の例による。  
・町・村営住宅使用料については、  
両町村で差異がないため現行のと  
おり。  
・町・村設住宅使用料については、  
現行のとおり。ただし、免除規定  
は中条町の例による。

・農集住宅使用料については、黒川  
村の例による。  
・特定公共賃貸住宅使用料につ  
いては、黒川村の例による。  
・北町駐車場使用料については、黒  
川村の例による。

議案第三十六号  
「各種事務事業の取扱い 環境衛生  
に関すること(その2)について」  
(確認)  
・ごみの手数料免除については、中  
条町の例により統一する。合併年  
度は現行のとおり。

次の議案については、今回提案説  
明があり、継続して協議していくこ  
とになりました。

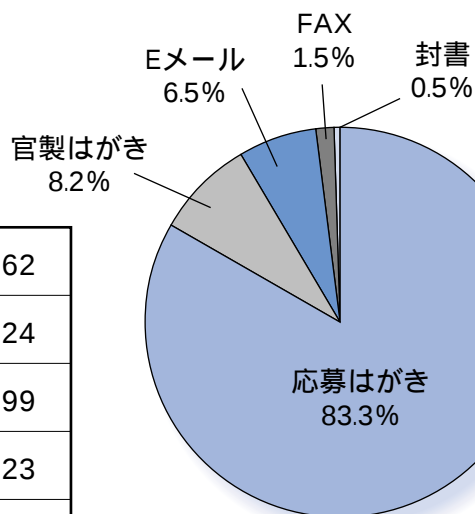
議案第三十三号  
「消防団の取扱いについて」(提案)  
議案第三十四号  
「各種事務事業の取扱い 総務に関  
することについて」(提案)  
議案第三十五号  
「各種事務事業の取扱い 建設関係  
事業に関すること(その2)につ  
いて」(提案)  
議案第三十七号  
「使用料・手数料等の取扱い(その  
4)について」(提案)

募集期間 平成16年4月16日～平成16年5月17日

応募総数 **1,515件** 応募種類 **282種**

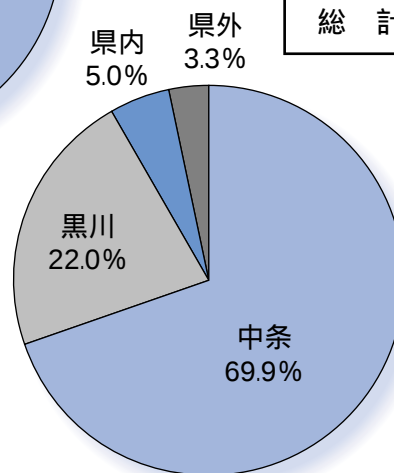
応募方法別

|       |       |
|-------|-------|
| 応募はがき | 1,262 |
| 官製はがき | 124   |
| Eメール  | 99    |
| FAX   | 23    |
| 封書    | 7     |
| 計     | 1,515 |



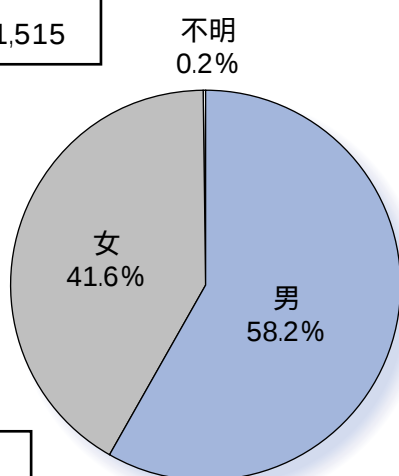
応募者の地域

|    |       |
|----|-------|
| 中条 | 1,055 |
| 黒川 | 334   |
| 県内 | 76    |
| 県外 | 50    |
| 総計 | 1,515 |



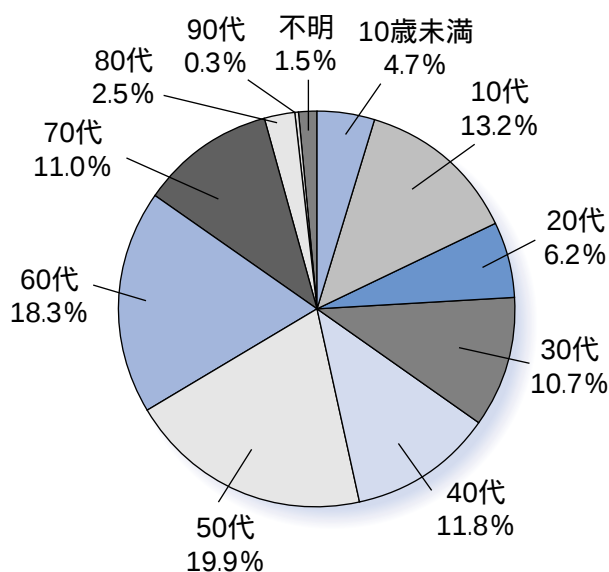
応募者性別

|    |       |
|----|-------|
| 男  | 882   |
| 女  | 630   |
| 不明 | 3     |
| 計  | 1,515 |



応募者年齢

|       |       |
|-------|-------|
| 10歳未満 | 71    |
| 10代   | 200   |
| 20代   | 94    |
| 30代   | 162   |
| 40代   | 179   |
| 50代   | 301   |
| 60代   | 278   |
| 70代   | 166   |
| 80代   | 38    |
| 90代   | 4     |
| 不明    | 22    |
| 計     | 1,515 |



# 新市名称公募結果

## 新市名称候補選定結果

### 1. 応募有効数

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 応募数 | 1,515               |
| 無効数 | 新市名ふりがな未記入による無効数 64 |
|     | 1人2点以上応募による無効数 29   |
| 有効数 | 1,422               |

### 2. 応募数上位（名称候補選定基準により、名称候補は応募数上位5点）

|    | 順位 | 市名（漢字） | 市名（かな） | 応募数 | 中条町 | 黒川村 | 県内 | 県外 |
|----|----|--------|--------|-----|-----|-----|----|----|
| 候補 | 1  | 胎内     | たいない   | 447 | 300 | 118 | 16 | 13 |
| 候補 | 2  | 中条     | なかじょう  | 182 | 154 | 11  | 8  | 9  |
| 候補 | 3  | 櫛形     | くしがた   | 77  | 66  | 8   | 1  | 2  |
| 候補 | 4  | たいない   | たいない   | 66  | 47  | 12  | 6  | 1  |
| 候補 | 5  | 鳥坂     | とっさか   | 53  | 30  | 21  | 1  | 1  |
|    | 6  | 胎内川    | たいないがわ | 33  | 22  | 9   | 1  | 1  |
|    | 7  | 中川     | なかがわ   | 31  | 26  | 4   | 0  | 1  |
|    | 8  | くしがた   | くしがた   | 28  | 18  | 5   | 4  | 1  |
|    | 9  | 下越     | かえつ    | 23  | 19  | 4   | 0  | 0  |
|    | 10 | 北蒲原    | きたかんばら | 22  | 15  | 5   | 1  | 1  |
|    | 11 | なかじょう  | なかじょう  | 19  | 17  | 0   | 2  | 0  |
|    | 12 | 奥山     | おくやま   | 13  | 10  | 3   | 0  | 0  |
|    | 13 | チューリップ | ちゅーりっぷ | 11  | 7   | 3   | 0  | 1  |
|    | 14 | 北越後    | きたえちご  | 10  | 5   | 1   | 1  | 3  |
|    | 15 | とっさか   | とっさか   | 9   | 4   | 4   | 1  | 0  |
|    | 15 | 北越     | ほくえつ   | 9   | 4   | 3   | 1  | 1  |
|    | 17 | 羽越     | うえつ    | 8   | 5   | 2   | 1  | 0  |
|    | 18 | 飯豊     | いいで    | 7   | 2   | 5   | 0  | 0  |
|    | 18 | 新胎内    | しんたいない | 7   | 7   | 0   | 0  | 0  |

# 合併Q&A

合併問題について、様々な意見や疑問が寄せられております。その代表的なものを取り上げていきます。

**Q** 「合併すれば、80億の合併特例債が使える。」とはどういうことですか？

合併特例債とは何ですか？

**A** 町や村が各種事業を行うとき、自己資金だけではまかないきれない場合に借金をすることになります。

すがこれを起債といいます。

起債には、その事業の内容によって辺地債や、過疎債など多くの種類があり、

合併市町村が合併に伴い特に必要となる事業に充てられるのが合併特例債です。

この合併特例債は、他の

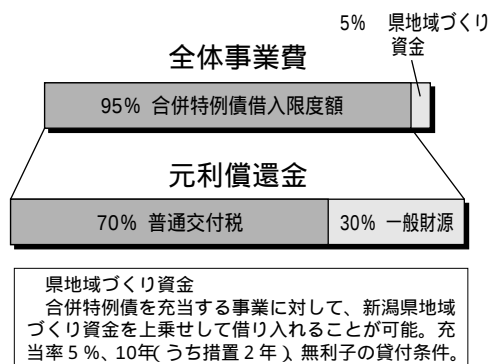
起債よりも次の点で借入れが有利となっています。

事業費のおおむね95%まで借入でき、

その元利償還金の70%が後年度において普通交付税で措置されます。

(交付税というかたちで国が後年度負担する) 地方単独事業だけでなく

国庫補助事業に係る地方負担額等についても充てることができます。



## 【対象事業・例】

- 合併市町村の一体性の確立を図るために行う公共施設の整備事業(旧町村相互間の道路整備等)
- 均衡ある発展に資するために行う公共施設の整備
- 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業(類似の目的を有する公共的施設を統合する事業)
- 合併市町村の地域住民の連帯の強化又は旧町村の区域における地域振興等のために設けられる基金の積立て(各種イベント、民間団体への助成、伝統文化伝承事業、商店街活性化対策等)

## 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する合併特例債

標準全体事業費 約85.2億円

- ・借入限度額(国)(95%) 80.9億円
- (普通交付税算入額 56.6億円)
- ・地域づくり資金貸付(県)(5%) 4.3億円

## 合併市町村の振興のための基金造成に対する合併特例債

標準規模の上限 約12億円

- ・借入限度額(国)(95%) 11.4億円
- (普通交付税算入額 8.0億円)
- ・地域づくり資金貸付(県)(5%) 0.6億円

この数値は平成12年度国勢調査人口をベースに概算しています。

合併特例債は区分すると、建設事業(ハード)相当分と基金造成(ソフト)相当分に分けられます。ハード分の借入限度額を試算すると、約80.9億、ソフト分は11.4億と算定されます。合併特例債は新たな地域づくりに欠かせない財源ですが、将来の財政状況を見極めながら、事業を進めなければなりません。

## 協議会を傍聴しませんか

### 第9回任意合併協議会

とき 8月26日(木)

午後2時から

(受付:午後1時30分から)

ところ 中条町産業文化会館

傍聴は原則どなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。

事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

事務局では皆さんの  
貴重なご意見を  
お待ちしております。

## 中条町・黒川村任意合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)

TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

E-mail hokubugo@iplus.jp

URL: <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>